

男鹿市訓令第4号

男鹿市職員メンター制度実施要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市職員メンター制度実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、新規採用職員が仕事及び生活全般に関して先輩職員に相談できる体制を整備することにより、新規採用職員の職場への早期の適応、社会人としての心得の習得及びキャリア意識の醸成を支援するとともに、先輩職員の部下の育成能力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) メンター 新規採用職員の成長を支援する先輩職員をいう。
- (2) メンティ 在職期間が採用後1年未満の新規採用職員をいう。
- (3) メンタリング メンターがメンティに対する支援を行うこと又は人事育成に関する関わりをもつことをいう。

(対象職員)

第3条 メンター及びメンティの対象となる職員は、常時勤務を要する一般職の職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により任用された職員をいう。）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（男鹿市職員の定年等に関する条例（平成17年男鹿市条例第28号）第12条の規定により採用された職員をいう。）
- (3) 男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年男鹿市条例第26号）第2条の規定により採用された職員
- (4) 国、他の地方公共団体等からの派遣等により、本市の職員として任用された職員
- (5) その他市長がメンター制度の趣旨に適さないと認める職員

(メンターの選任)

第4条 メンティが属する所属の長（以下「所属長」という。）は、同じ部局内の他所属長と調整し、メンティの年齢、職務経験等を考慮したうえ

で、メンティよりも先に採用された者で、かつ、最も効果的にメンタリングを実施できる者を、メンティ1人につき3人以内を、メンターとして選任するものとする。

2 メンターは、メンティが属する部局内の職員で、かつ他所属の職員とする。ただし、当該所属の職員を選任することができない場合は、総務課から協力を求められた職員とする。

3 メンター若しくはメンティからメンターの変更の申出があったとき又は所属長がメンターの変更が必要であると判断したときは、メンターを変更することができる。

4 所属長は、第1項に規定するメンターを選任又は前項に規定するメンターの変更をした場合は、総務課長へ報告しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、メンタリングが円滑に実施されるため、メンター又はメンティに対して、業務上の配慮その他必要な支援を行うものとする。

(メンタリングの実施期間)

第6条 メンタリングの実施期間は、原則として6月とする。

(メンタリングの実施内容等)

第7条 メンタリングで取り扱う内容は、メンティの仕事上の課題、職場での悩み等当事者に委ねるが、職務に関係のない私生活上の問題は対象としない。

2 メンターは、メンティからの随時の相談に対応するほか、毎月1回以上は面談、メール、電話等による対話の機会を設け、支援を行うものとする。

(研修等)

第8条 総務課は、メンタリングの効果を高めるため、メンター又はメンティに対して、それぞれ必要な研修等を実施するものとする。

(守秘義務)

第9条 メンター及びメンティは、メンタリングの実施に関して、プライバシー、名誉、人権等に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その身分を失った後も、同様とする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、メンター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。